〇〇事業の実施に係る協働契約書（補助金型）

負担金は、「協働契約書（負担金型）」とし、「補助金」を「負担金」と書き替える

尼崎市（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）は、「○○事業」（以下「事業」という。）の実施に当たって、次のとおり協働契約書（以下「契約書」という。）を締結する。

（総則）

1. この契約書は、事業の実施に当たって、甲と乙が、目的及び課題を共有するとともに、お互いを尊重し、対等な立場に立って、適切な役割及び責任の分担の下で連携する、協働の取組を行うために必要な事項を定めるものとする。

２　甲と乙は、事業を実施するに当たり、対話を重ねること及び合意に向けて努力を積み重ねることを基本とし、互いに依存や癒着等の関係に陥ることなく、良好なパートナーシップの形成及び保持に努めなければならない。

（事業目的の共有）

1. 甲と乙は、○○○○○○○○○という事業目的を共有する。

（事業の内容）

1. 甲と乙は、前条の事業目的を達成するため、次の事業を実施する。

⑴　事業内容

〇〇〇〇〇〇〇〇

（別紙可）

⑵　事業実施期間

令和〇年○月○日から令和〇年○月〇日まで

（別紙可）

（役割及び責任分担）

1. 甲と乙は、それぞれ次に定める役割を分担し、その役割について、それぞれの責任で行うものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 甲（尼崎市）の実施事項 | 乙の実施事項 |
| 以下の役割項目を担うものとする。 | 以下の役割項目を担うものとする。 |

２　事業実施途中に新たに役割が生じた場合は、甲と乙が協議の上、その役割の必要性を共有し、分担して行うものとし、必要に応じて別途定めるものとする。

３　前各項における役割は、互いにその必要性を共有し、適宜その内容及び実施状況について互いに確認し、必要に応じて補い合い、質の高い成果を得られるよう努めるものとする。

（成果、権利の帰属等）※任意項目

1. 事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果及び著作権、特許権等の権利については、原則として甲と乙の両者に帰属するものとし、その発生にいたる経過を踏まえ、両者で協議して定める。なお、当該事業実施前に既に甲又は乙の各々に帰属している成果及び権利は除くものとする。

（補助金の交付等）

1. 本事業に係る補助金の交付額及びこれに係る手続き等については、〇〇補助金交付要綱の定めるところにより決定し又は実施するものとする。

（調査等）

1. 甲と乙は、必要があると認めるときは、相手方に対して、第４条に定める役割分担に係る処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

（成果報告等）※補助金交付要綱等で同等の評価を実施することになっている場合は省略可

1. 甲と乙は、第１条第１項及び第２項に掲げる趣旨を踏まえ、甲と乙の相互理解の促進及び事業目標の達成度等について、別途定める事業評価を行うこととする。ただし、

２　前項に定める事業評価結果については、原則として市ホームページ等で公開するものとする。

（疑義の解決）

1. この契約書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、〇〇補助金交付要綱に従って処理するものとする。

２　前項によれない場合は、甲と乙が協議して処理するものとする。

３　この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲と乙が各々押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和元年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　尼崎市東七松町１丁目２３番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　尼崎市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　尼崎市長　　稲村　和美　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　尼崎市○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○

代表者印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○